○公害等調整委員会
二　大保ダム関係鉱区禁止地域指定　六　210　一
○消　防　庁
一七　消防法施行規則第四条の四第七項に規定する防災登録表示者の公示に関する件　一八　二
○法　務　省
四九八　原戸籍の一部が滅失した件　一　五　二
四九九　除籍の一部が滅失した件　一　五　二
五〇〇　除籍が滅失した件　四　二
五〇一　除籍の全部及び除籍の一部が滅失した件　四　二
五〇二　除籍の全部及び除籍の一部が滅失した件　四　二
五〇三　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　四　二
五〇四　不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件　四　二
五〇五　日本国に帰化を許可する件　四　三
五〇六　〃　五　二
五〇七　電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を公告する件　六　一
五〇八　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　六　二
五〇九　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　六　二
五一〇　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　七　一
五一一　日本国に帰化を許可する件　七　一
五一二　除籍の一部が滅失した件　八　三
五一三―一〇　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　八　三
五一一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　八　212　一
五一二　日本国に帰化を許可する件　一二　二
五一三　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一三　一
五一四　土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件　一三　一
五一五　日本国に帰化を許可する件　一三　一
五一六　〃　一四　三
五一七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一五　二
五一八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一五　二
五一九　日本国に帰化を許可する件　一五　二
五二〇　〃　一五　二
五二一　〃　一八　二
五二二　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一九　一
五二三　日本国に帰化を許可する件　二〇　七
五二四　除籍が滅失した件　二一　四
五二五　日本国に帰化を許可する件　二二　四
五二六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　二二　四
五二七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二二　四
五二八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二二　四
五二九　日本国に帰化を許可する件　二三　四
五三〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二四　四
五三一　日本国に帰化を許可する件　二四　四
五三二　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二五　一
五三三　日本国に帰化を許可する件　二五　一
五三四　除籍が滅失した件　二六　二
五三五　日本国に帰化を許可する件　二六　二
五三六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二六　二
五三七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二六　二
五三八　日本国に帰化を許可する件　二六　二
五三九　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二七　一
五四〇　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二七　一
五四一　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二七　一
五四二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　二七　一
五四三　不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件　二七　二